借4
775
174

門跡 775 174

大正二年一月吉日寄
中村楢雄氏寄贈

東京帝国大学図書

御解君遺事一

後醍醐天皇の御時中納言源忠利朝臣の長男忠興卿の孫
なり天正十四年丙戌十月十日丹後国にて誕生ましく
父孫二年九歳にして愛宕山福寿院にあづけて慶長三年
にて出家をなしひたすらに学問に修行し比叡山院に
父幸隆の法師となりつる修行せしに
和尚かくて御長久年二月行文宰相覆院入道
関東へ下りまゐらせられ法師と成られる
半の御供をつかまつりもらひ法師の御供をとも
免んの後ケ浜にて
弘しのち大坂の吉野に
成うしのひ
宰相覆院

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東照宮

豊前宰相家督之儀忠興任置旨方法職ヲ

以ト付者也

慶長九年

八月廿六日

御判

忠興三男

内記ヲ

台徳公

豊前宰相忠興家督ヲ所令ニ[illegible]

慶長九年

八月廿六日

御判

忠興三男

内記ヲ

かくて秀吉のうち[illegible]

因幡殿の御[illegible]と書[illegible]
[illegible]

越州石見守殿へ[illegible]
因幡殿御[illegible]
[illegible]

元八月十三日

秀忠御判

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

慶長十九年江戸の御城石垣[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一書今度[illegible]

[illegible]

御目見[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 国中[illegible]

又[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

羽越州松平[illegible]

金地院
宗[illegible]判

その案紙左のごとく

[illegible]

一書今松平[illegible]紙[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十月六日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八日今日細川内記忠利八平野遠江守長恭ヲ携ヘ
駿府ヲ發シ武陽ニ再ト赴クト云ヘ

一 元和年間將軍家（台德公之御事）御入洛ナサレ君ハ豐前ヨ
リ御上ノ祇候ナサレ候ヒ懷窩先生ヲ
モ召ヒテ道ニ於テ浅野氏ヲ之生ヲ
大學ノ講延ヲ召ヒ羅山林氏ノ
懷窩先生ノ行狀ヲ物ノ如ク

元和五年己未夏五月源君發自東武而入洛侯伯群
卿大夫皆從之細川越州太守忠利聞先生之言論甚
慕之忠利與淺野采女正長重相善長重者幸長弟也
共會先生忠利等請講大學先生爲析衷說以告之
中畧 秋九月十二日先生卒歲五十九中畧以此歲某
月某日葬先生于萬年山相國寺某地某林疊石而封
樹之細川氏淺野氏戸田氏其外吊者多矣

又先生の和歌集
細川内記の和歌集
ちとせ小濱のあちられい
情ちるんの花よまさやみん
いはらあるてのうるあふも
ゆるしてあるよ
いまそちるんの必ずるなるハ
とれいいつとつぬかうを
細川内記忠利の作也
とへ家
ゆ友のかうとうの紙ハ也いつら
なりていたこの水芸の法
有るとく先生とちとひ先生もみさかれ和ちるも
ゆうとはてして年に秘花せもも大學の函席評

寛永九年十月四日の将軍の御朱印（寛永三年任ずる所）をもて肥後国を給りたまはるべきの旨豊前国豊前へ仰せ付けられ候ハ、、、

一

一

一

一

一

上意

今日より後　左之上　御直書　肥後国不残

中山又

豊前国豊前

国中

国中

十月廿四日

覚

一 新潟人馬賃銭長谷川与兵衛殿ヘ相渡ス筈

一 竹原小右衛門ヘ相渡ス筈

一 二十箱遠方飛脚荷物無過人ヘ渡ス

一 馬一疋ヲ人ヲ以テ馬ヲ求ル二十里迄ヲ以テ銭ヲ渡ス

一 高田ヲ出ル馬一疋ヲ人ヲ以テ高田ヲ出ル三十里ヲ以テ銭ヲ渡ス

一 高田ヲ出ル人ヲ以テ相対ヲ以テ銭ヲ渡ス

一 中津ヲ出ル人ヲ以テ相対ヲ以テ銭ヲ渡ス

銭ヲ渡ス筈ニ付ル相対ヲ以テ銭ヲ渡ス筈ニ付ル

十月六日

一 給人の屋敷地小作銭ヲ渡ス筈

十月七日

一 給人飛脚ヲ以テ長谷川与兵衛殿ヘ渡ス筈ニ付ル

十月八日

一 出ヲ以テ高田ヲ出ル人ヲ以テ銭ヲ渡ス筈ニ付ル

公義ち被つ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
小倉と藩ち的意[illegible]
て[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]

十月八日
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

十月十六日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

十月十六日

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

寛永九年十月廿八日

横山助之進
田中兵庫助
[illegible]

長国寺物
有吉彩女
長国作者

一　十月十日小倉ニ行き申候ひ書状の程祝のもとに行き申候
行ゝ祝儀日のあとにて　その後のものとも乃紀伊文を以
参せ申候

南年　昇天故春定ニ行き先相国伊勢国
御付紀伊文　右之御ニ

一　当年　清相ニ行き申候一程も家内ハ敷　十月中ニ皆様て
行ん付　春板付　行き申候ハ　ハ　ハ　ハ　長谷寺
下ハ付ん

一　此国ハ　ニ付　ハ　ハ　ハ

一

[illegible]年ひと[illegible]なくして年月をへゆくうちとのゝ
おそるべきことゝ[illegible]この國かの[illegible]
二百三百の[illegible]とゝ[illegible]てのゝ[illegible]
てあつひてい[illegible]ものゝ[illegible]とて感嘆[illegible]
[illegible]ものとゝ[illegible]
らをなして[illegible]
[illegible]のうをまつ[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]

移りすみ給へりしかとも三十餘年をへたりしかはまた
氏のなりさかえ給へる故をもくみ給て
けんし
去程に紫野の城主大膳大夫義信君の御ありて
三四百挺の鉄砲を三百挺ほどなんとの武具を
ととのへ給ふ歳重なる物
二の丸の五ひろの水堀の
大滝を消ひさて大手の門の
扨ひ恩賜の城をれ
つかなりとなりて
なれる元故龍寺清正朝臣の墓のありかを
ひとりしらひて朝臣世よりの
ゆかりしけるなりとかたりつたへ

國字
國字

りてうりすかりとしてさうりとしてさうりとしてのさ
まひてゆ扨ふたの朝臣はけしかりとりしかとりしか
城つたりしかの家人の森甲斐守
ものともをんとあるをもつくる石垣つきなし
かさりて成形名城の丈夫世よりの
第一歳すてむすくなりて慶長十六年朝臣
をもたりすてたちまち四海の
國後をたり成立て新出井天寛瑾と易山
かりのるとやはつきもしれをもの
上八島の
歳中八幡の
於次は
きすく
ゆ義の
ゆ
ゆ
ゆ

[illegible]

一 同じく国あるいは[illegible]の儀[illegible]

国[illegible]

一書[illegible]

同帳[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

寛永九年二月廿日

一 [illegible]

一 [illegible]

又曰 [illegible]

肥前十二月十六日

一 [illegible]

一 肥後国中之先代之[illegible]

月廻[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 年来ハ昔のごとく貧窮ニ成候ハ
[illegible]
一 諸国ニ紙屋仕候ハ[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

神原孫左衛門

一　[illegible]

一　一國[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

一　御用公義ニ付用ニ成者ハ役所ニ仕ル者ハ成程ニ御
　　ヤシ被ル先江戸ニ成ル事
　　日年有
　　物日
　　ヨリ紀土ニ月七月廿四日ノ颱風ハ暴風ハひくくニ成て百姓
　　の舎屋てんくくニ田畑ハ
　　まくれ
　　ハ
　　ハ
　　ハ

一　風ふき云々、二百両検見請ハ百姓迷惑ニ付、
ふき方ハ義納を百姓ニ不成ハ成ル人ハ
百姓ニ成ル人ハ百姓を元ニ戻し
いつく国中、水ハ高ク成ル
国中町中非常ニ高く成ル
一　路ニ下ル米ハ家ニ切ル米ハ
百姓町中成ル人ハ
米ハ下ル
一　風ふき郡中、竹木倒るを成ル人ハ一刎ハ早ク
家ニ入ル人ハ米ハ
不成ハ成ル人ハ
八月廿日

河北郡高畠村

式忠利

乃ち人ハ水ハ
古来ハ家ニ逆ふ
ハ
ハ
ハ

[illegible]

十月八日

阿野大納言

[illegible]

細川越中守

忠利

[illegible]

聖武天皇之御時元日之節会[illegible]

[illegible]

長洲之[illegible]

初春の御代のたのしさ

つかるるとしらも紙屋の[illegible]

[illegible]

[illegible]

立帰る聖の古代の春ゝ[illegible]

なるかるるとしの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月十九日

細川越中守殿

阿野大納言

[illegible]

[illegible]

女房奉書

肥後のかみ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]肥後国[illegible]人則秋[illegible]城下[illegible]川[illegible]橋[illegible]海
[illegible]人[illegible]岩戸[illegible]親[illegible]
[illegible]成[illegible]国[illegible]成[illegible]
南[illegible]誠[illegible]
[illegible]

二月十日　　細川紀中将　　忠利

河野大河内[illegible]

[illegible]奉書[illegible]
[illegible]
[illegible]

妙解君遺事　二之上

寛永十七年[illegible]肥前国[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

つゝ来ていそんとのゝしりひとりゝゝそこなう法師たち
もまうけうとゝ拾いらんと初へこうよの屋ひとくはんを思ハ来る
天正拾二年ゝ長崎ゝかゝ（一つハさまされ
みかの付屋ゝ屋ハ法よの兵糧四家を送てきたるハ
北ていの城法もきのひて火ゝ付けてやゝていゝ味方のよ
りとなるゝくゝたのゝ新ゝ氏みかれて不用の所ゝ
さやうの屋ゝものやらんとやうゝ作をゝ屋もつもゝ
とく法よゝ共もゝ城ふまられ
二月ゝ作をゝ屋の陣営ゝ法将をゝつめてゝ屋ゝ城法の法
城をてゝ日々ゝくゝ出ゝ糧ゝさてゝ出ゝらめさとゝ
宮ゝ家ゝくゝ出ゝんゝみハ法軍なしをも作けゝ（一用ゝのさ
ゝ出ゝくゝ（い柵と二ゝゝ
常ゝ法ゝ出ゝ外法のものゝ法ゝ法ゝものゝ宮法
法ゝ出ゝ法ゝ法ゝ法

かくまでのことにいたりやとやさしく侍るとぞ聞こえたりかしこくもたち
りぬるこの乳母にてたちとこつよを分武蔵守よりの遣られ侍り
ある人いはく君の帳の中すゑて遠く遥の御とはり
をくまなくの事をのぶるにまかせ侍ひとりの男子の
なりさまとも侍をも後将相の器量と見侍り弘法大
ってそのるれこそ侍れ公義八公義の執政ってはの
此代家にはりもちろにはこそ侍ほうはの後をさう
ふ事なりまくうまくなりしに都代の侍なるべ今義
各人侍をも後とて今のをもくの人のをよりはるるとて後を
なりして成業せう宮の後の侍をも小将後より酒井
撫後に参らせられ侍る三月ばかりの書写のよりの侍
一 侍を後の侍事始の公家百姓の系成後に侍後つ
ってかりの後にこの事物毎年後すりの後人々
時分なりの人にも家初の威ばかりの後の侍事に

そこの方にはこの時分の後のうちの（お後の事初の後）
指の相者男とは後分八公家一後し成は後の後に侍
後成後とすりのもとの後の後の後の後の後
事とこの後の後の後の後の後の後の後の後
なりしきの事なりの後の後の後の後の後
ふんとの後

きこえて家主後のもとの後のうちの侍のうちの事
今その一代のうちの家の備後の小家東備前長元とく五
十代後の後しのうちの家の後の後の後の後の後
秀林院殿人のかくのごとくしいさきく後さうて人のもの後
詠のうちの後後の後の後の後の後の後の後の後
ちの後見ひ見をして後の後の後の後の後の後
後とこの後の後の後の後の後の後の後の後
よのうの後おの後の後の後の後の後の後の後

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後まもなくこの和尚を大家と崇め奉り、[illegible]
[illegible]
[illegible]

年号のかりひとすくれたる高麗の次第とのたまふ事
一云日本の宇佐八幡宮の神託に百姓等の利を
ふたんせずして人数を多くかたらひ
集めらるべしと仰ありけるとぞ
ありける年成間に
[illegible]
[illegible]
[illegible]
人数所責
問
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三月廿九

[illegible]

細川越中
寄行

[illegible]

[illegible]

三月廿日

[illegible]院
[illegible]院
[illegible]

細川越中守

拙解石遺事

二之下

[illegible]

[illegible]

天満天神社記請文前書事

一 祝部　義[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

くのさまふかたの御ちうかのれ八一云とかとのもなくかたれ八て
年代ちうそのかしと長岡内閣ちうかたのかまりとそもて母ちう
内閣ちうてあるなるかくまく秋よ若松いまいのの
とものさま八武年ちうくの頃とたくしてやて義政とそし
たちうの御内閣八南部信濃守の子孫なりう 明長元年清政
年の城をあらんし時の首長興左衛門とて十八家ちうの宇相殿
のもとありてちうさしけてせちへ首とうてる久保田一さ十
九年江戸の城石垣つくれし時諸大名の内一さ十
将軍家の台臨ゆきらんしたれ行ちうて佐竹のたちうひのやう
四つらせくきまりう佐竹ちうして人よりもてら
ものすりは元和三年三十六家ちうの武年のちう八
久保田ちうあるるあ秋田ちうの武年のちう八
と頃しに家老となれり

清宗卿つぎつぎの孫なれば清しうちれと云ふ
て殺し給ふ所の家君のさまいとやさしかりし
なりとぞ聞しその子ねいたの方の若い家なれもせしうち
うりくして弟にんなりうすり小方のもの八幡宮とそのうち
まもりくしてひとりそなたせ級ふうさて年の頃さん
まもりまもる為命とるけうこん年に方のうちとなりかたる
きとも武士人に小方殿の御ちかいとられて京中にて
方なのやもれ宮ものうつさせたれ酒くゆけり
さまもうぬ裏とうり毎云ものてうづちくに法ひ家
殺ちうせ上よりとなれ小方ふとちひ
ものもり法ひ小方ふとちひ
なりはいとの奉ふとちひ
ひくたむ（き年なりとのさま
宮れのうちかいかたの家人血氣の
あるいは人成人ものもうそいはらものゆるまひられハ

人なあれなのとものくのれなくひ年なりとうり殺
しもの別のもくそ男よそのうちひ殺ふ
さ宮ふれうの人のうちひ生たくんものもの足
なうとかれうの人のうちひさき殺さらうとさうたもうひ
清殺ふ年先やとかひ男ふれ人殺ものとりてのさま
ひうるふなんちうら汗法ふうの年かりの国とる法殺て
ふとそ家ものもみうれられもうれ宮ものひられハ
清さまつくハまそまし法ふそしいまのうそいうの国
ううふとそ所常殺ふうれて家命とふるく料ふ四人宮ち
てたひとうりいくかとれく法京の賊法ふ宮しの内四人れう
うもひひうふとうハ順殺成ふたつうそ宮れうるうれハ
ものうくみ武ふんしふ西武ひ沙とうくうたうう
ふううて子孫今ふ相法せう
宮の法まくハ宮れうう藏宮くふみて法京の旅と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

御解君遺事三

法君八將軍[illegible]の義[illegible]乃ち[illegible]えあるべきこと[illegible]い政
の方くもみるくもて[illegible]と弟の事ともやうなる
きらぬ完永二年の事も[illegible]や新日[illegible]
天下の政務[illegible]の事もうけ[illegible]
[illegible]と[illegible]

一 上様[illegible]事[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]事

一 [illegible]天下の[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一

一

一

一

十一月十八日　永日記　人事

[illegible]

一

[illegible]

一 今月 将軍御[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

寛永十年
三月十七日

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

同

一

[illegible]

[illegible]

御法度御作り条目

一　[illegible]

一　[illegible]

一　[illegible]

加賀民談記

[illegible]

寛永十二年
十月十九日

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一

一

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

柳生宗厚

[illegible]

一 [illegible]

松花堂昭乗

[illegible]

寛永十七年
八月七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

題足立山瀑布

豊城東畔聳高山　麓在松原海水間
雨散瀑流洗炎熱　無邊勝境入窓閑

一　寛永四年賀元日の夜五首　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

寛永十六年藤侍従福長法楽の連歌の発句

いく年か経んあひはせの松の友の苔　長

[illegible]

[illegible]

歌

[illegible]

命とりとりんと云

命あるその[illegible]

命　母を殺す命を序紀

武　故の中にかつて命を奉ずるものなくんば
うたがひ命をもつて日本の人をすくはんと
いふ命をもつて故ひ殺んと命をおもふ故
なるべし三度なるべし書の義を論じて命紀これを論
下の歌をもつて深く考へらるべし命の義をもつて
をもつて神武の歌をもつて用ゆるなり
をもつて知るべし八十年の年をもつて
をもつて注をもつて
をもつて命をもつて
中しきるべし　みをもつて
をもつて　加
をもつて　をもつて
をもつて　をもつて
命をもつて

一　これをもつて
をもつて
をもつて
を

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

五峯秀出雁門前不見法文珠宝還
紙是山川氣通陳書吾弾指一晴天

澤庵

一 寛永十年有志の中刑部卿法眼[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

肥後のおれは石刑部
細川のさよなる[illegible]

さえ来の代々ハいとたゝ(なる)日英雄なりけりこゝ
貴永才あまり八の年孫生中七日よなん生ぬ
神りとつたきこゝるよたく善のこゝちして大こゝ
さ物もなほしまそなりつゝたゝこゝさかりて
涙をなつめるこゝるを代ちを此ちまを小あ世日のこゝろなひ
國と出て来ゝれりひそるあゝまゝりしを
上旬のこゝろりこゝち侍なゝを来てくまし
あまさそくゝるゝいきゝぬいゝるゝいさつくゝ
いりしゝねひのんほくゝ みつゝゝゆきゝふを
むねゝるゝとゝみゝまゝるゝふゝくゝゝてゝちゝ
うゝさまゝれりひなゝるゝゝもゝはゝしゝの
足なゝりゝ(ま)ゝ涙をもゝほゝれてゝちゝなゝひゝを
かゝまゝくゝやゝかゝと不法いまゝのゝるゝりゝおつ
ゝさゝくゝつゝそゝりひつゝなゝ代ゝふゝしゝれゝい

こゝふゝこゝひゝきゝくゝかゝとゝにゝあゝゝをゝゝつゝゝ あゝをゝい
ゝゝつゝゝなゝしゝゝおゝくゝゝゝゝるゝこゝのゝゝこゝゝあゝゝひ
ゝゝをゝゝひゝあゝるゝひゝをゝゝゝゝ

活首武侯ならん　もし四つ一つのものく不の
ものよりはなをいそぐ大なる國のちなる封をう
れしもいかのうつくしきやはやはやうやうもち作所といふ所を
うつるね　うつる道程をはつかそ筆は井はい
ちとやをいさをしありてみのしのん関西の
鑛のうらとやうやうはかるまの抽賞とう
学えし　渋を公うるるまんをもつてはみのをを
うこをひつのををひつわをうの分を
りてをめは玄玄は猶をとるし　をてきもねをを
ん　國のはをてををりしはをれ武
あるたまりをいるし　懸のをちのをいのをも
あいをへしたるいをまをうを里しこうを巳文
先生をしれしみまつ　雲論のをしりあさ
をうなりをををひをとるを亜布す鐵なをくる

者ををさ絵へうれしのつのおをまるをさを物家
なるれををををしををむこをにをのれをにを天のを
なるふりのうつをみのあをりやつれをいをりを
をを当をし先生をををれをを生をを三ハるを
五ゆん車のをををををををををををををををを
ををうをるをくみの系西のうをわくをりをを
うし是ををくをんをにをるをを矢をををりをを
のをうをれををををををんや猫ゆを気を
れをりをををうるる棚のをちをを見れをを給者
あのくをへをを里しをををんのねをなをくをを
をををまをのをををををしをを一結桐中をるをのを
んをををれををををををををををををををを
のをををれををををををををををををををを
くをの姫をあを一しを香猫しを出をををををを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

月に八雲のうちとけて
まことの友ひとりあり武士の
やうやく三月のこゝろぬるあも
なとゝうひとゝうたとうひるやすひこのこゝろ
うりのこゝろ

春蘭別恨生　花落夢魂驚
月蝕燕公壁　星流諸葛營
遺言憂國呻　至血感精誠
学武蘭機祭　論文理義明
萬邦馳逸氣　千歳仰雄名
蘭砌逐餘臭　雞壇尋犠盟
深情江海淺　篤恵丈山輕
愁緒元由解　帰鴻聊寄聲
辛巳季春日　藤秘書郎誌

追加

武人問云藤孫集ゝ物よ沙者茶器とうらて氏の
国窮とゝくひ拾ひ〳〵事を沙ふ〳〵ゝ事ゝ沙ふ
世擬ふ其の事とのゝ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ
若云けも拾集ゝ事ゝ沙ふ事ありもも者家ゝ事せ
〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ事
ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ者の沙ふ文事相版の沙ふ世ふ沙ふ
ゝ沙ふ茶入ゝ沙ふ名沙ふ者明ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ版大国
の物ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ事相版大国の沙ふ不審ゝ沙ふ
ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ
ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ
ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ
ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ
ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ〳〵ゝ沙ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右

妙解君御遺吏一冊者淵龍藤山叟之遺藏書

請借而謹寫之干旨

文政二己卯年三月廿二日

中村直道